

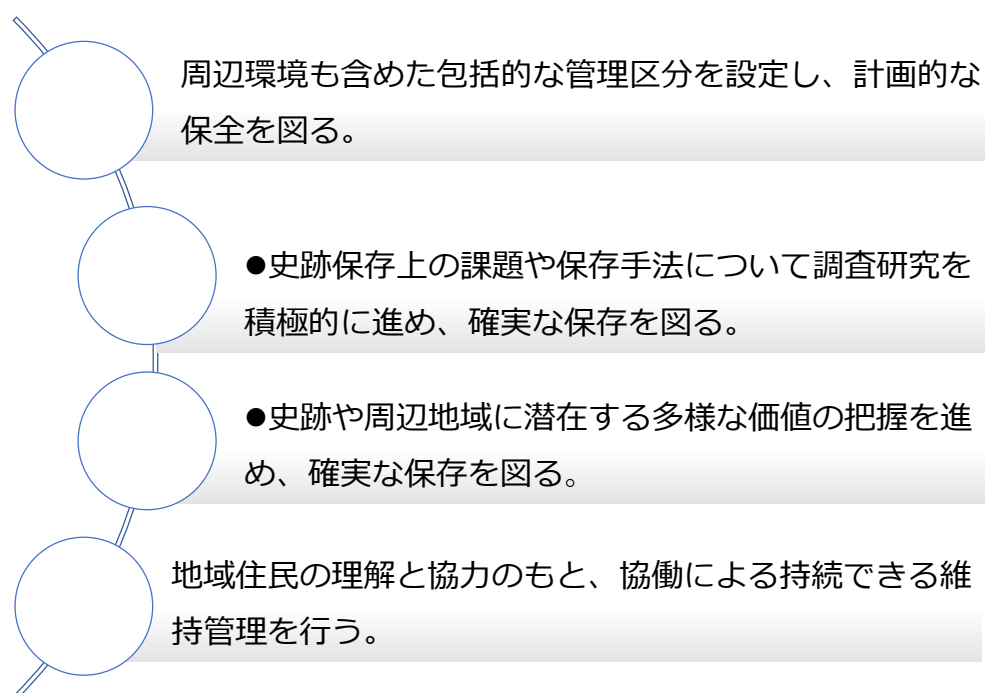
6.保存管理

6-1 保存管理の方向性

史跡の保存管理では、史跡の本質的価値を保存するように努めることはもとより、現状の中にある問題を把握し、改善していく取組が必要である。すでに顕在化している課題への対応だけでなく、潜在している課題についても積極的な把握に努め、中長期的な視野に立った対策を講じる必要がある。

また、史跡は周辺環境と一体となって存在することから、史跡指定地外にあって史跡の本質的価値と重要な結びつきをもつ部分の存在を視野に入れる必要がある。これには埋蔵文化財や歴史的な景観を含めた人文的環境が含まれる。これらについて、包括的な保存管理区分を設定した上で、保存のための措置に、計画的に取り組んでいくことが求められる。

さらに、史跡は地域と行政が一体となって保存に尽力してきた歴史があることから、その活動を将来にわたって継承していくとともに、史跡の公開活用にも協働で取り組むことにより、人々の間で大切にされ、史跡の恒久的な保存が果たされると考えられる。



6-2 保存管理の区分設定と管理手法

①保存管理の区分設定

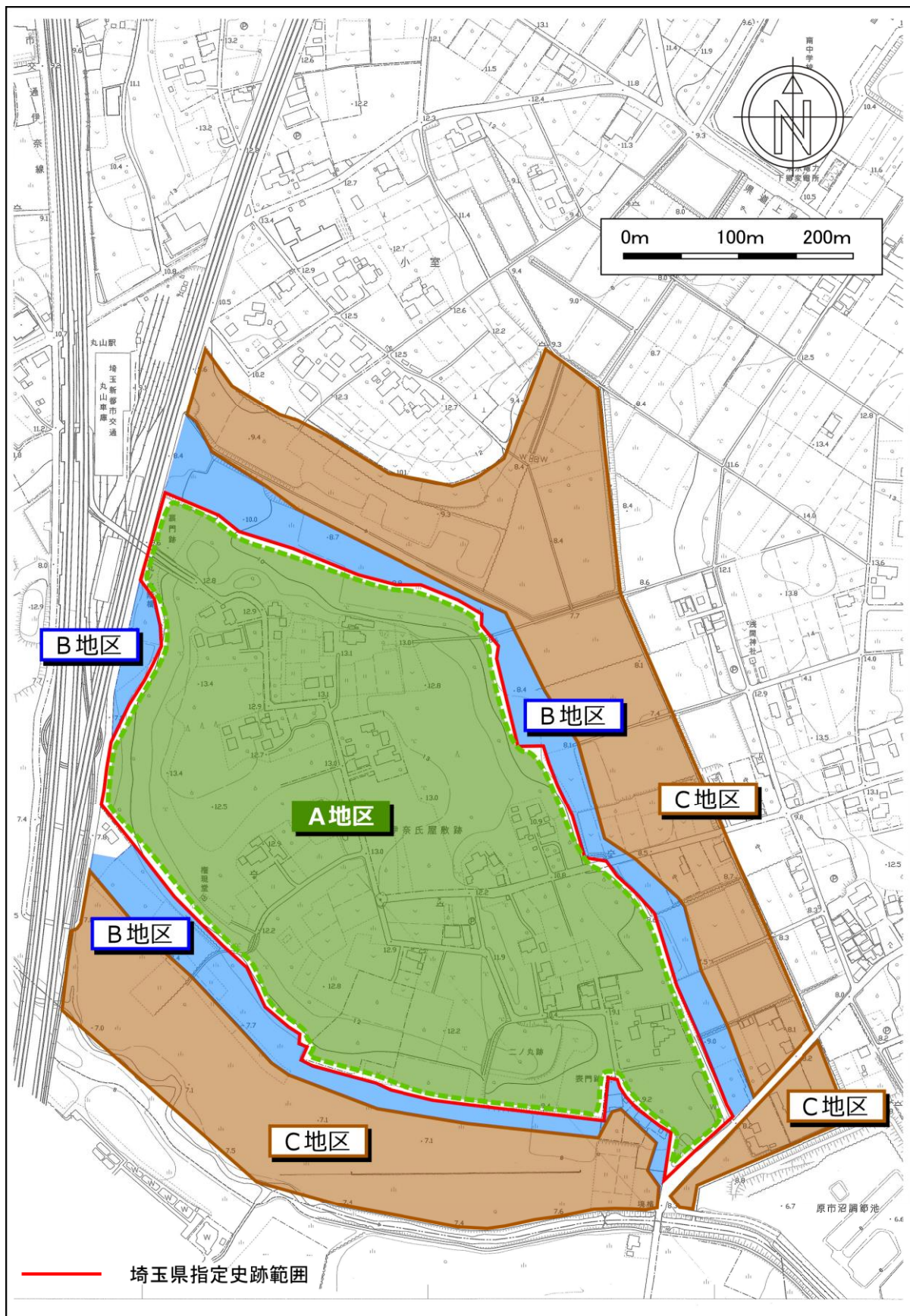
史跡伊奈氏屋敷跡を確実に将来に継承するために、史跡指定地をはじめ、隣接する地域を視野に入れた包括的な区分を設定し、計画的な保存管理に取り組むものとする。

区分設定は、4-3 構成要素の特定（P77）に基づき、次のとおりとする。

■区分設定

区分名 A 地区	構成要素の区分	主な要素
県史跡指定範囲で、独立した台地地形の全体で、周囲は切岸や土塁で構成され、内部は東西を区分する規模の大きな土塁がある。また、通路跡や地割、陣屋に関わる名称が良く残っている。	本質的価値を有する要素	・台地状の地形 ・土塁と切岸 ・空堀や水堀 ・平場地形 ・発掘調査で確認された障子堀等 ・地下に埋蔵された遺構や遺物
	史跡の本質的価値と密接に関わる要素	・頭殿権現社、通路（町道 10 号線） ・絵図の景観につながる縁辺部の樹木 ・埋蔵されている陣屋以外の遺構や遺物
	史跡の本質的価値と密接に関わる要素以外の要素	・整備された散策路 ・住居 ・道路やその他工作物 ・埋設（電気・水道）等設備類 ・宅地内の花木等 ・解説案内板、標識等
区分名 B 地区	構成要素の区分	主な要素
県指定史跡範囲外の埋蔵文化財包蔵地と追加指定を検討する範囲。	史跡周辺で本質的価値と密接に関わる要素	・地下に埋蔵されている遺構や遺物
	史跡周辺で本質的価値と密接に関わる要素以外の要素	・田畑等 ・造成地道路及び工作物 ・樹木等
区分名 C 地区	構成要素の区分	主な要素
史跡地の縄張や地形を際立たせるための緩衝範囲。	史跡周辺で本質的価値と密接に関わる要素	・地下に埋蔵されている遺構や遺物 ・丸山沼（原市沼） ・周辺の低湿地
	史跡の本質的価値と密接に関わる要素以外の要素	・田畑等 ・資材置き場等 ・道路及び工作物 ・埋設（電気・水道）等設備類

■ 区分設定



②保存管理の方針と手法

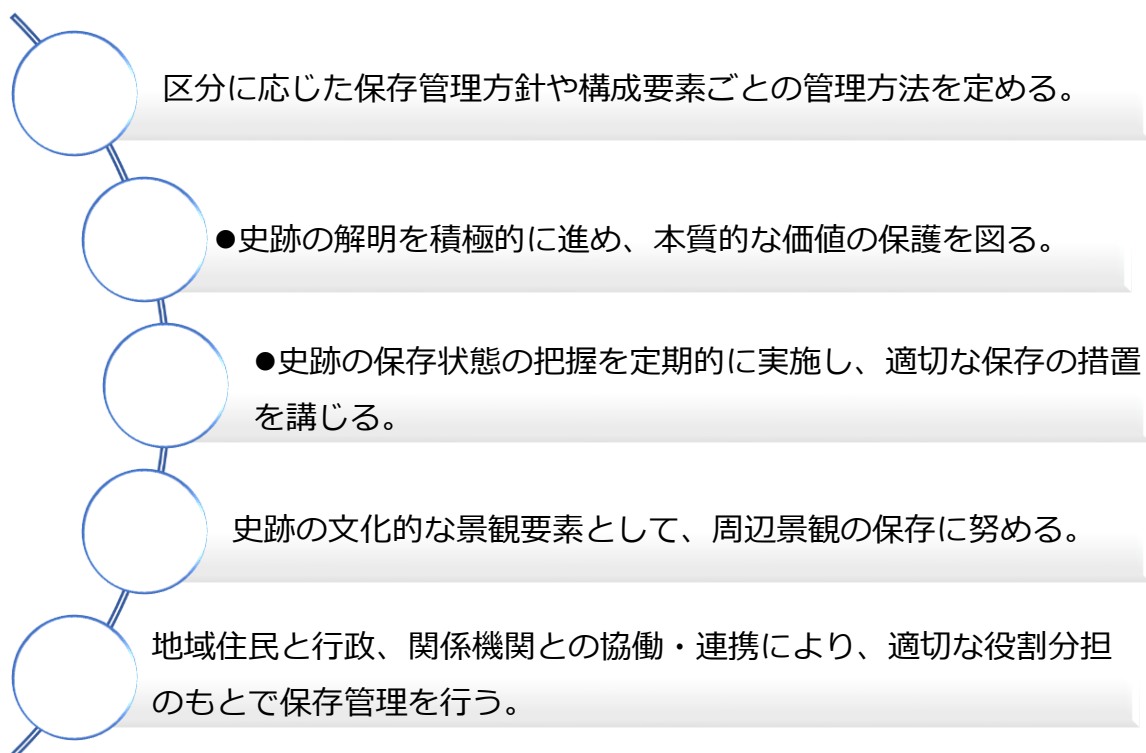
◆保存管理の方針

設定した保存管理区分の保存管理の手法や現状変更の取扱いは、構成要素の性格にあわせて適切に定める必要がある。しかし、史跡指定範囲をはじめ、区分を設定した土地の多くは民有地や県有地等であり、町有地は道路及び東側土塁部の一部に過ぎない。

このため保存管理の実施においては、地権者や地域住民との調整を図り、理解と協力を得ることが不可欠であり、史跡の本質的価値に影響のおよぶ現状変更に対しては、地権者の協力と理解のもとに一定の規則を設けることが必要である。

また、遺構の劣化等に対しては、積極的な原因の把握と対処を行っていくが、計画対象となる区域に存在する埋蔵文化財の実態が明らかでないことから、今後は計画的な発掘調査を進め、内容の把握に努めるとともに、その成果に応じた適切な保護の措置を講じることが重要である。

以下に、保存管理の方針を示す。



◆保存管理の手法

設定したA地区、B地区、C地区の管理区分毎に保存管理方針を示し、地区毎の各構成要素の主な保存管理の手法について整理する。

■地区区分毎の保存管理方針と主な保存管理の手法

地区区分	地区区分毎の方針	構成要素区分	主な保存管理手法
A地区	屋敷の縄張を構成する土塁や堀、切岸等の表出している遺構の確実な保存及び埋蔵文化財の保存を図る。 また、地権者や地域住民、関連機関の理解と協力を得て、現状景観の維持に努める。	本質的価値を構成する要素	・表出している様々な遺構は、本質的な価値が保存されるよう必要な補修や管理を行う。 ・史跡全般の現況については、定期的な点検により維持管理を行う。 ・発掘調査により埋蔵文化財の把握を進める。 ・史跡の本質的価値を顕在化するうえで必要不可欠な遺構については積極的な整備を行う。
		史跡の本質的価値と密接に関する要素	・頭殿権現社及び信仰の諸施設は、適切な維持管理が行われるよう、地権者及び管理者に働きかける。 ・縁辺部の植生は景観形成や地形保全に配慮した維持管理を働きかける。 ・主要な通路は、遺構保存や整備、景観との整合性をもった管理を行う。
		史跡の本質的価値と密接に関する要素以外の要素	・住居、耕作地等は、地権者や周辺住民の理解と協力を得て、可能な限り、現状での景観の保全に努める。 ・水路、道路などの工作物は地権者や関連機関の理解と協力を得て、現況の維持管理に努める。 ・植栽は、地権者の理解と協力を得て、可能な限り、埋蔵遺構の保存に努める。

地区区分	地区区分毎の方針	構成要素区分	主な保存管理手法
B 地区	埋蔵文化財などの潜在する価値の把握を進め、必要に応じて指定地の追加指定を検討する。また、その他は地権者、関係機関や地域住民の理解と協力を得て、現状の維持及び史跡景観への配慮に努める。	史跡周辺で、本質的な価値と密接に関わる要素	・発掘調査により埋蔵文化財の把握に努める。 ・地権者や地域住民の理解と協力を得て、現況保存に努める。 ・必要に応じた追加指定を図り保存に努める。
		史跡周辺で、本質的な価値と密接に関わる要素以外の要素	・自然地形や宅地、田畑等は、地権者や周辺住民の理解と協力を得て、可能な限り、現状の保存に努める。 ・水路、道路などの工作物は地権者や関係機関の理解と協力を得て、現況の維持管理に努める。 ・森林は、地権者や周辺住民の理解と協力を得て、可能な限り、現状での景観の保存に努める。
C 地区	県史跡指定範囲の外側で、丸山沼（原市沼）や低湿地の範囲である。 範囲は、地権者、関係機関や地域住民の理解と協力を得て、現状の維持及び史跡景観への配慮に努める。	史跡周辺で、本質的な価値と密接に関わる要素以外の要素	・地権者の協力を得て、発掘調査による埋蔵文化財の把握に努める。 ・地権者や地域住民の理解と協力を得て、現況保存を働きかける。
		史跡の本質的価値と密接に関わる要素以外の要素	・丸山沼（原市沼）の開発は、史跡景観に配慮したものとなるよう関係機関に働きかける。 ・田畑等は、地権者や周辺住民の理解と協力を得て、可能な限り、現状景観の保存を働きかける。 ・開発の必要に応じた調査を実施し、可能な限り、埋蔵遺構の保存を働きかける。 ・水路、道路などの工作物は地権者や関係機関の理解と協力を得て、現況の維持管理を働きかける。

6-3 現状変更について

①現状変更（A 地区）について

埼玉県史跡指定地内において現状変更を行おうとする場合には、埼玉県教育委員会の同意が必要となるため、法令に基づいた適切な対応が必要である。

史跡伊奈氏屋敷跡の保存、維持管理、活用や整備においては、多様な現状変更が生じることが考えられる。ここでは、現状変更の基準となる考え方を整理する。

【現状変更を認めない場合】

- ・ 史跡の滅失、き損のおそれのある行為は、原則として認めない。
- ・ 史跡の景観を阻害または価値を著しく減じると認められる行為などの現状変更は、原則として認めない。

【現状変更にあたって協議を必要とする主な行為】

- ・ 発掘調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲・方法・内容で行う場合。
- ・ 学術調査の結果を踏まえ、史跡の保存・活用のための整備を行う場合。
- ・ 史跡の保存活用上必要で、史跡の本質的価値の保存に大きく影響を及ぼさない場合。
- ・ 建築物の新築、増築、改築または除却、移築などの場合。
- ・ 工作物の新設、修理または除去、移設などの場合。
- ・ 道路（公衆用道路）の新設及び拡張は、原則として認めない。
- ・ 掘削を伴う電気、水道等の設備修理または除去、移設などの場合。
- ・ 仮設物の設置。
- ・ 既存樹木の伐採、移植、または補植（更新）、規模の大きな枝おろし。
- ・ 樹木や草本類の補植や更新。
- ・ 公開上で必要な安全対策の諸施設の設置。

【現状変更などの許可を要しない場合】

埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則、第24条「維持の措置の範囲」については、従前の協議に基づいて、埼玉県教育委員会が判断するものである。そのためきわめて軽微な日常的な維持管理行為を除き、史跡に対して行為を行いたい場合は、伊奈町教育委員会との事前協議が必要である。

②区分地区ごとの現状変更に対する考え方

地区ごとの現況を踏まえ、想定される現状変更などに対する考え方を整理する。

■現状変更の基準 A地区

地区	構成要素		取扱方針
A地区	台地状の地形	切岸（斜面） 樹木伐採等	・盛土や掘削、切土などの土地の改変は、原則これを認めない ・樹木伐採は、遺構などに悪影響を及ぼす場合や自然環境の維持や活用での維持管理上または安全管理上で必要性が高い場合には認める。 ・抜根は原則認めないが、保存活用上必要と認められる場合は認める。 ・新規植栽は、保存活用上必要で、遺構などの保存に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に影響を与えないと判断される場合に認める。
	堀・土塁	上記曲輪を形成する土塁・堀	・保存活用に関わるものの以外の現状変更は原則として認めない。
	平場	耕作地	・盛土や掘削、切土などの土地の改変は、原則これを認めない。ただし、保存活用上必要で、史跡の本質的価値の保存に大きく影響を及ぼさず、史跡としての風致と景観に支障のないものは認める。 ・耕作物は地下の埋蔵遺構に影響を与えない種類とする。
	建築物	住宅、工場	・建物の新築は原則として、避けるように、事前協議により地権者や関係者に協力をお願いする。 ・改修や増築は史跡の景観に配慮し、周辺一帯の景観形成や公開活用に支障があるものは可能な限り避けるように、地権者に協力をお願いする。但し、事前協議により、埋蔵文化財の保存や景観に配慮した内容であるかなどを確認して可否を判断する。

地区	構成要素		地区
A地区		頭殿権現社 その他石造物等	・信仰の場としての活用や史跡を保存活用するための措置としての改修や増築、新築は認める。ただし、事前協議により、史跡の本質的価値を構成する埋蔵文化財の保存や史跡としての景観に配慮した内容であるかなどを確認して可否を判断する。 ・維持管理上で必要な改修は、史跡の本質的価値の保存に大きく影響を及ぼさず、史跡としての風致と景観に支障のないものは認める。 ・信仰に関する奉納物（工作物）の新設は、史跡の本質的価値の保存に大きく影響を及ぼさず、史跡としての風致と景観に支障のないことを前提とし、その都度協議を図り対応を判断する。
	道路	町道	・道路の新設は原則これを認めない。但し、防災上の必要がある場合などその都度協議を図り対応を判断する。 ・既存道で遺構保存に支障が生じる拡幅や舗装は認めない。
	埋設等設備類	電気、水道等	・電気、水道等の設備の新設は、公益上又は史跡の維持管理や整備のために必要不可欠と判断されるものについて、遺構などに影響を及ぼさない場合は認める。
	工作物	擁壁、側溝、その他	・維持管理上で必要な改修は、史跡の本質的価値の保存に大きく影響を及ぼさず、史跡としての風致と景観に支障のないものは認める。
	植栽	森林区分範囲	・森林施業に伴う植栽については、従前の協議により、その更新が史跡の価値を構成する要素として適切かどうかを個別に検討し判断する。

	植栽	上記以外の一般的な植栽	・ 樹木伐採は、遺構に影響を及ぼさない場合、自然環境の維持や活用での維持管理上または安全管理上で必要性が高い場合には認める。 ・ 新規植栽は遺構などの保存に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に影響を与えないと判断される場合に認める。
--	----	-------------	---

■現状変更の基準 B地区

地区	構成要素		取扱方針
B地区	共通	耕作地 宅地等 道路 用水路等 その他	・ 事前協議により地権者や関係者に開発区域からの除外などの協力をお願いする。 ・ 土木工事を伴う開発行為や維持管理のために計画が立案された場合には、文化財保護法に基づく届出の提出を求め、事前の試掘調査を実施して埋蔵文化財の有無を確認したうえで、保存協議を図る。試掘調査により、史跡の本質的価値と密接に関る要素が確認された場合には、保存協議の上、必要な措置を講じる。 ・ 建物の新築、改修や増築は史跡の景観に配慮したものとなるように、地権者に協力をお願いする。
	地形		・ 地権者や管理者の理解と協力を得て、適正な維持管理による現況の保全を図る。
	耕作地	遺構に関わらない 田畑	・ 地権者や管理者の理解と協力を得て、できるかぎり現況景観を保つことができるように協力をお願いする。
	宅地等	住宅	・ 建物の新築、改修や増築は史跡の景観に配慮し、周辺一帯の景観形成や公開活用に支障があるものは可能な限り避けるように、地権者に協力をお願いする。
	道路	町道等	・ 維持管理等に伴って土木工事が発生する場合には、周辺一帯の景観に影響が生じないように協力を求める。

	工作物	一般工作物 用水路等	・新設・改修にあたっては、一帯の風致や景観に影響を与えないように、地権者や管理者の協力を求める。 ・農業施設の維持管理のために必要な改修がなされる場合は、周辺一帯の景観形成や公開活用に配慮したものになるように管理者や地権者に協力をお願いする。
--	-----	---------------	--

■現状変更の基準 C地区

地区	構成要素		取扱方針
C地区	地形	丸山沼（原市沼）	・関連機関や管理者の理解と協力を得て、史跡に配慮した景観となるよう努める。
		低湿地	・地権者や管理者の理解と協力を得て、できるかぎり田園を保ち、盛土等の地形改変がないように協力をお願いする。
	耕作地		・地権者や管理者の理解と協力を得て、できるかぎり耕作地として維持できるように協力をお願いする。
	宅地等		・建物の新築、改修や増築は史跡の景観に配慮し、周辺一帯の景観形成や公開活用に支障があるものは可能な限り避けるように、地権者に協力をお願いする。
	道路	町道等	・維持管理等に伴って土木工事が発生する場合には、一帯の現況景観に影響が生じないように協力を求める。
	工作物	一般工作物 用水路等	・新設・改修にあたっては、一帯の現況景観に影響を与えないように、地権者や管理者の協力を求める。 ・農業施設の維持管理のために必要な改修がなされる場合は、周辺一帯の景観形成や公開活用に配慮したものになるように管理者や地権者に協力をお願いする。